

宮崎市青少年プラザ条例（平成22年12月24日条例第53号）

最終改正：令和元年9月19日条例第41号

改正内容：令和元年9月19日条例第41号 [令和元年10月1日]

別表（第12条関係）

区分		利用料金（1時間につき）	
交流室A		200円	
交流室B		200円	
交流室C		200円	
交流室D		200円	
会議室A		200円	
会議室B		200円	
和室		420円	
音楽室		630円	
調理実習室		420円	
軽運動室		880円	
体育館	アマチュアスポーツに利用する場合	児童生徒	450円
		一般	910円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合		1,330円
備考			
1 「児童生徒」とは幼稚園、小学校、中学校又は高等学校（これらに準ずるものを含む。）に在籍する者が利用する場合、「一般」とは児童生徒以外の者が利用する場合をいう。			
2 第2条第1号に規定する事業に係る利用許可を受けた者は、無料とする。			
3 体育館を利用する場合において、利用面積が床面積の2分の1以下のときの利用料金の額は、この表に掲げる額の2分の1の額とする。			
4 前項の規定により算定した利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。			
5 利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数は、1時間とする。			
6 附属設備及び備品の利用料金は、規則で定める。			